

令和3年3月町議会定例会

施政方針演述要旨

西 和 賀 町

はじめに

本日、ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和3年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げます。

世界中で猛威を振るった「新型コロナウイルス」は、日本各地でも急速に感染が拡大し、各種集会や地域の大切な行事の中止、家族や親戚と再会できない状況が続くなど、仕事や暮らしに大きな影響を与えた1年でありました。

西和賀町ではこれまで、2名の感染者が確認されましたが、感染の拡大を抑えることができていると思っております。これは、関係する医療機関等の皆さんをはじめ、町民の皆さんの感染症対策への真摯な取組のあらわれであり、御協力に感謝を申し上げます。

今年の冬は、12月16日に72時間の降雪量が観測史上最大となる144センチメートルに達するなど、記録的な大雪となっています。また、2月24日には、積雪量が2メートル50センチメートルを超えたことから、翌日25日に雪害対策本部を立ち上げ、対応に当たっています。このような中であっても、除雪作業員の皆さんの深夜・早朝からの除雪作業により、町の日常生活の機能が損なうことなく、維

持されています。西和賀町の道路除雪は、他市町村から来られた方々からも称賛されており、改めて除雪作業員の皆さんに感謝を申し上げます。

東日本大震災津波から3月11日で10年になります。去る2月13日深夜には、福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生しました。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われますが、まさに、10年前のあの東日本大震災津波が思い出される大きな揺れでした。

災害による被害を可能な限り少なくするための防災・減災に取り組み、安全・安心なまちづくりに努めなければならないと、改めて決意したところであります。

(令和2年度の取組概要)

さて、令和2年度は、第2次総合計画前期4か年計画の第3年度として、計画に掲げるまちづくりの目標の達成に向けて施策を展開してきました。

また、合併後15年目の年度となり、普通交付税の算定の特例終了に伴う減額に対応するため「中期財政計画」を策定しました。今後の地方交付税の交付額の推計の見直しと、町の財政見直しにおける財源不足を分析し、基金活用や投

資的経費抑制などの収支改善策を講じることとし、今後の財政運営に道筋をつけたところです。

併せて、合併協議の調整事項である「老人医療費助成」、「公共温泉施設」、「庁舎」の見直しに着手しました。

「老人医療費助成」については、対象年齢を70歳、給付方式を償還払いに統一することで、制度を見直しました。

「温泉施設」については、民間運営による継続を目指し、公募を行ったものの、売却には至りませんでした。今後、地域による運営や温泉施設以外の活用について、協議を進めていくこととしております。「庁舎」については、現行施設の有効活用と耐震補強及び必要な改修を行うこととし、令和2年度は、湯田庁舎耐震改修等工事設計及び老人福祉センター改修工事設計を行って参りました。

人口の減少によって、担い手不足や地域活動の衰退などの課題が顕在化してきていることから、持続可能な地域活動を目指し、地域自治組織及び公民館と町とのこれからのあり方について、協議を重ねて参りました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、若者単身者用住宅の進入路整備工事に着手し、地域主体によるふるさと交

流事業、運営体制強化によるユキノチカラブランドの推進、空き家の有効活用に取り組んできました。

また、第2期の創生総合戦略の策定に向けて、これまでの課題や成果を検証し、検討を重ねてきました。

昨年9月末での、岩手県交通（株）の路線バス、盛岡行「山伏線」の廃止に伴い、10月からは町単独で週3日の貸切バスの実証運行を行っております。

毎月1日に発行している「広報西和賀」については、令和2年度の岩手県市町村広報コンクールにおいて、読みやすい紙面と内容が高く評価され、広報紙部門で第1位に選ばれ、本年4月に開催される全国広報コンクールに選出されることになりました。引き続き、町民に愛される「広報西和賀」を目指して参ります。

（令和3年度の取組概要）

令和3年度は、第2次総合計画前期4か年計画の最終年度であり、目標の達成に向けて着実な取組を展開していくとともに、前期計画の実施状況などを検証の上、後期4か年計画の策定に取り組んで参ります。

また、今年度は、合併から16年目となり、普通交付税の

割増措置がなくなります。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により町税等の減少が見込まれることや大規模事業実施に伴って借入した地方債の償還により公債費の支出が令和3年度から数年は、高い水準で推移していきます。

これらのことから、当面、極めて厳しい財政運営を強いられることは確実です。

このため、令和2年度に策定した「中期財政計画」に沿った取組を着実に進め、健全な財政運営に努めて参ります。

また、減少する人口や財政規模に見合った施策展開と情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、これまでの取組の評価と課題を十分に分析し、町民の皆さんから御意見を伺いながら、これからのまちづくりの指針となる第2次総合計画後期基本計画の策定を進めて参ります。

後期基本計画の策定に当たっては、人口減少対策、国連サミットで採択された、国際社会共通の目標であるSDGs（エスディーゼーズ）「持続的な開発目標」への対応、コロナ禍と町民サービスの向上を踏まえた行政デジタル化の推進、新しい地域自治組織の活動推進の方策としての地域計画の策定などを新たな視点として加える必要が

あると考えております。

総合給食センター及び若者単身者用住宅については、着実に工事を進めることで、教育と移住定住の環境整備に努めて参ります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、関係人口の拡大を目指すとともに、地域産業振興のための地域商社創設や国土交通省の「かわまちづくり事業」の指定を受けて、地域資源を活かした取組を展開します。

さらに、テレワークや空き家バンク等空き家の有効活用による地域の賑わいづくりなどに取り組みたいと考えております。人口減少対策としての重点施策を計画的に進め、総合計画で目指す持続可能なまちづくりに向けて取り組んで参ります。

昨年9月、岩手県交通（株）からの令和3年3月末をもって路線バスの全面撤退の通告を受けて、急遽、町では、県及び関係機関との協議を重ね、対応を検討して参りました。特にも西和賀高校生の通学と通院患者の足を確保するために、同社が運行していた路線をほぼそのまま継続させ、4月からは町直営での町民バスを運行し、地域交通を確保して参ります。

健康づくりについては、令和2年度に健康に関する情

報をスマートフォンなどの端末でデータを保有する仕組みづくりとなる、岩手県の「健幸づくりいわてモデル構築事業」を活用し、西和賀さわうち病院と連携して新たにパーソナルヘルスレコードの構築を図りました。

今年度は、健康づくりのツールとして活用を促進して参ります。具体的には、西和賀さわうち病院が実施している健診の結果に基づく保健指導や健康ウォーキングの推奨など、より身近に健康を意識できる体制づくりに取り組むこととしております。

自治組織と公民館については、各地域における地域自治組織運営、集落支援センターの設置、集落支援員の選任を進め、地域の課題解決に向けた地域活動支援の体制づくりに取り組みます。

（令和3年度の領域ごとの取組）

以下、令和3年度の基本的な取組について、分野ごとに述べて参ります。

（保健医療福祉）

地域福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、令和2年度に策定を終え、今年度はそれぞれの新たな取組の初年度と

なります。

また、西和賀町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）は、令和２年度に中間評価を行い、これまでの取組状況、成果及び課題について、分析、検討を終えたところです。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、取組等を定める計画として、新たに成年後見制度利用促進基本計画を令和２年度に策定しました。

今後は、策定した計画に基づき、「西和賀町成年後見センター」を設置し、専門職と連携し、成年後見制度の普及啓発、相談や必要な支援につなげるためのネットワークの構築等、包括的な相談支援体制づくりを進めて参ります。

これらの計画と町の健康増進計画まめまめ 21 や自殺対策計画を一体として、住民福祉の向上、健康づくり、介護予防の取組をさらに進めて参ります。

また、令和２年度から取組を始めた子育て世代包括支援センターの設置、高齢者の健康づくりと介護予防の一体化の実施に向けた体制づくり、介護人材の確保対策事業に取り組みます。

次に、病院事業であります。現在の医科の常勤医師

4 人体制は、岩手県全体の医師配置の状況によって流動的な情勢となっておりますが、専門外来の維持や常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き歯科を含めて、外部の応援医師の確保に努めて参ります。

また、令和2年度から40床の入院病床のうち26床を地域包括ケア病床に転換し、急性期の治療を終えられた患者さんの円滑な在宅復帰を支援する体制の強化を図ってきたところであります。この取組は入院収益の増加による経営上のメリットも大きかったことなどから、地域包括ケア病床をさらに7床分増やすこととし、現在所要の準備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症対応では、検査体制の機能強化と運用面での向上を図るため、国の臨時交付金を活用して、病院敷地内にコンテナハウス型の簡易陰圧PCR検査室を設置し、発熱外来や新型コロナウイルス感染症などの診療を行う隔離施設として活用していくことにしております。

(教育文化)

小中学校の学習環境は、児童生徒への一人1台のタブレット端末整備が実現するなど、大きく変化しております。こうした教育に対する課題やニーズの多様化などに

応えるため、教育委員会制度の趣旨を踏まえ、町長と教育委員会がより一層の連携を深め、教育課題を共有し、かつ意見交換を行いながら、町の教育行政の充実に努めて参ります。

保育については、乳幼児期における人間形成に極めて重要な時期にあたることから、生活習慣の基礎を培う保育環境の充実に努めるほか、給食の副食費は世帯所得に関わらず保護者負担がないよう、引き続き町単独施策として子育て世代の支援をして参ります。

学校教育については、小中学校の英語教育環境の充実のため、引き続き外国人英語講師を2名体制として学習支援を行うほか、各種検定の公費負担、特別支援教育支援員の配置、教員研修等を継続し、児童生徒の学力保障を支援するとともに、新しい生活様式の中でのICTを活用した学びの充実に取り組んで参ります。

また、老朽化した給食施設を統合しての「総合給食センター」の建設、そして給食費の公会計化など、稼働に向けての準備を行って参ります。

県立西和賀高校については、「西和賀高等学校魅力化支援基金」の活用により、生徒一人ひとりの目標実現に向けた学習及び活動支援を行います。加えて「西和賀高校と協働した地域人材育成事業」として、同校の生徒確

保のため、高校と地域の連携、人材育成を主体とした学びの体制整備を図るとともに、県外生徒の受入体制づくりに取り組んで参ります。

社会教育については、公民館への一括交付金や修繕方針を示し、今後の方向性を地域と協議し進めて参ります。

生涯スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、聖火リレーや聖火フェスティバルなどのオリンピック・パラリンピック関連事業に取り組むとともに、スポーツに親しむ機会を創出して参ります。

また、文化創造館の今後の施設運営のあり方についても、引き続き検討し方向性を示して参ります。

(産業振興)

農業の振興であります。「第2次西和賀町農業農村振興プラン」については、現在見直しの最終段階となっており、本年3月中に策定する予定としております。本プランに基づき重点項目について着実に取り組んで参ります。

西和賀町の農業構造は大きく変わってきております。農家数や農業就業人口は大きく減少しており、特に販売農家は平成22年の768戸から令和2年の380戸と10年

間で半減しております。一方で農地集積が進み大型経営体が増加し、土地利用型では100ヘクタール以上の経営体も現れております。また集約型のりんどう農家においても販売額が1千万円を超える農家が増加、畜産においても規模拡大農家が出てきており、様々な分野で経営体の強化が進んでおります。

こうしたことを踏まえ、令和3年度においては、農地集積を更に加速させるなど経営体の強化を図って参ります。

また、中心となる経営体だけで西和賀町の農業・農村の維持発展はできないことから、中心経営体を始め兼業農家や農家ではない住民も含め集落活動の強化を進めて参ります。具体的には中山間地域直接支払交付金の集落機能強化加算を積極的に活用し、集落活動の活性化を図って参ります。

6次産業の推進については、産業間連携推進会議を起点とし、町内で生産される農産物を町内で消費・流通するシステムを構築するため、令和2年度の実績を踏まえながら具体的な取組を展開して参ります。近年転作作物として生産面積が拡大しているそばの生産量の増加に伴う諸課題について検討し、需要拡大に焦点を当てた対策を実施して参ります。

「西わらび」については、令和2年度に「地理的表示制度登録」申請を行ったところですが、承認後を見据えその活用について検討・準備を進めて参ります。

林業振興については、本町の豊富な森林資源を十分に活用していくため、新たに始まった森林経営管理制度に基づき、森林所有者の所有森林に対する意向確認を行い、町が仲介役となって森林所有者と林業事業者をつなぎ、私有林の集約化と森林整備の推進に取り組めます。また、林業の担い手確保を目的とした森林環境教育の実施と、森林所有者が自ら施業を行う自伐型林業の推進を目的とした研修や、技術的な指導を実施して参ります。

商工振興については、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者への対策を、引き続き国や県と共に支援して参ります。また、後継者対策、起業支援を推し進めるため、「経営発達支援計画」を商工会と共に策定し、国、県との連携のもと取組を進めて参ります。さらに、労働者対策として公共職業安定所と連携するなど、きめ細かな対応を行って参ります。

観光振興については、新たな観光振興計画を策定し、令和4年度からの事業を推し進めるべく、第1次アクシ

ョンプランを策定し継続した取組を進め、更に持続可能な観光地域社会を目指します。

公共温泉施設については、令和元年度から進めてきた「今後のあり方基本方針」に基づき、関係する地域や事業者への説明を尽くしながら、地域への運営移行などを進めて参ります。

（生活領域）

防災については、地域の安全を確保するため、「西和賀町地域防災計画」を基に、引き続き、防災訓練や計画的な備蓄を行い、地域防災の向上に努めて参ります。

特にも、依然として新型コロナウイルス感染症の収束の目途がたたない状況にあることから、避難所における新型コロナウイルス感染予防の対策を徹底するため、感染予防物品を令和2年度に購入したところであります。

令和3年度は、岩手県総合防災訓練が、北上市及び西和賀町を会場に開催される予定でありますので、新型コロナウイルス感染予防を含めた避難所運営訓練などを組入れ、住民の防災意識の向上を図るとともに、適正な避難所運営体制の構築に努めて参ります。

行政サービスのデジタル化についてであります。国は、この秋デジタル庁を設置します。デジタル庁は、国

全体のデジタル化を主導するもので、全国規模のクラウド移行に向け、今後5年間で自治体システムの統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を図ろうとするものです。町としても、マイナンバーカードの普及を進めるため、沢内庁舎のみに設置しているマイナンバーカード交付端末を湯田庁舎にも設置するとともに、休日の交付日を設けマイナンバーカードの普及に努めて参ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として新しい生活様式への対応が求められており、接触感染防止の観点から、町税や水道料金等の納付にキャッシュレス決済を導入し、町民の利便性の向上を図ります。令和3年度中に諸準備を進め、令和4年度からの運用開始を目指します。

公共インフラ施設については、安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い計画的に劣化した路面の補修や側溝、橋りょう、道路安全施設などの予防保全を実施し長寿命化に努めます。また、町民の冬期間の交通確保のため、除雪体制には万全を期し、その対応に努めて参ります。

道路新設改良事業では、町道下の沢線の危険個所を改

良し拡幅工事を引き続き実施するほか、町道鍵沢線には防雪柵を設置し、通行の安全確保を図って参ります。

河川改修事業では、河川の適正管理を図るため普通河川 巢郷川の河川修繕工事を実施して参ります。

公共交通では、令和元年10月に有償に移行した「町民バス」と実証3年目を迎える「湯けむりタクシー」の継続運行と併せて、昨年10月から実証運行を開始した盛岡行きの山伏線は9月まで実証運行と調査を継続し、今後のあり方を検討して参ります。

また、岩手県交通(株)撤退の対応としては、町民バスの枠を拡大し、通学と地域の足の確保に努めて参ります。

今後も、各種交通事業者との意見交換や、JR東日本と連携したJR北上線利用促進事業の展開など、公共交通対策に取り組んで参ります。

バスをはじめとした地域交通のあり方については、引き続き県の駐在職員と共に、過疎地域における運行のあり方の調査事業などに取り組んで参ります。

居住環境の整備についてであります。町営住宅は特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅を含め56棟87戸を管理しております。このうち、既に耐用年数を経過した住

宅が1戸、長寿命化に基づく改修計画期間内に耐用年数が経過する住宅が46戸あることから、長寿命化計画に基づき、順次、改修工事を進めることとしております。

町営猿橋住宅の改修工事に引き続き、令和3年度は、町営新町住宅の長寿命化を実施して参ります。

上下水道事業については、施設の適正な維持管理に努め、安定的かつ持続可能な経営を目指すのはもちろんですが、一方で合併以後、一度も料金改定を実施していないことから、庁内に料金改定検討委員会を設置し具体的な検討を始めます。

水道事業については、未整備であった水道施設の台帳整備に着手します。管路や浄水場などの設備の状況を台帳化し、長期的な視野にたった計画的な設備更新を実施して水道事業の基盤強化につなげて参ります。

また、農業集落排水事業を含む下水道事業については、国から令和5年度までに公営企業化への移行業務を終えるよう要請を受けています。水道事業と同様の公営企業会計を適用していくとともに、経営、資産状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現に向け令和3年度から諸準備を始めることとしております。

(総合戦略)

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第2期目の5か年計画がスタートします。第1期における成果と課題の検証を踏まえ、人口減少対策に係る重点施策を計画的に進め人口ビジョンの達成による持続可能なまちづくりを目指して参ります。水源地域の財産である湯田ダム・錦秋湖の拠点整備事業として国土交通省の「かわまちづくり事業」に着手し、地域資源を活かした魅力ある観光地づくりによる関係人口の拡大を目指して参ります。

移住定住の促進については、若者単身者用住宅の建設を、令和3年度中の完成に向けて取組を進めて参ります。

地域おこし協力隊については、ふるさと振興、農業、林業、教育分野の隊員を新たに募集します。

以上、一般会計当初予算は、総額78億2,500万円となり、令和2年度の当初予算と比較して11億300万円、率にして16.4パーセントの増額となっています。庁舎等改修事業や学校給食調理場整備事業等の臨時的な支出を除いてもなお、61億5,300万円程となり、令和2年度と比較して、2億3,200万円、率にして3.9パーセントの増額となっております。その要因は、近年実施した大型公共事業に伴う地方債の償還が増額するためであり、これは令和

3年度から数年は起債償還額の多い状況が続きます。

地方交付税の交付額に応じた予算規模の調整を図りながらも、住民サービスの維持を最優先とした財政運営に努めて参ります。

最後となりますが、毎年申し上げております岩手県の偉人、「後藤新平」の「自治の三訣（さんけつ）」を述べさせていただきます、所信表明とさせていただきます。

『かねて私のいう 自治の三訣（さんけつ）

①人のお世話にならぬよう（自助）

②人のお世話をするように（互助）

③そして報いを求めぬよう（自制）

少年時代から心がけて、これを実行するのであります。』

以上、岩手が輩出した偉人の信念を心に刻み、「町民のために役立つ行政」に誠心誠意臨んで参りたいと考えております。

議会議員の皆様並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。